

箕面市条例案と他自治体の手話言語条例等の特徴の比較

条例の章立て	箕面市条例案	他自治体の手話言語条例等の特徴 (令和2年3月17日に本部会で出た意見)	他自治体の多様なコミュニケーション条例の特徴 (今後、本部会で意見交換予定)	検討の視点 箕面市の条例に必要なか
前文	<p>手話は言語である</p> <p>手話は、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、手話は、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な意思疎通のための手段である。</p> <p>しかしながら、手話は、過去にろう学校において使用が禁止される等、ろう者にとって必要な言語として認められてこなかった長い歴史がある。そのため、ろう者にとっては、自らの言語で意思疎通を図ることができないなど、日常生活や社会生活を営む上で様々な困難を余儀なくされてきた。</p> <p>我が国が批准した障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）において、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義された。これにより、手話は言語であることが、国内外で広く認められることとなった。</p> <p>箕面市は、ろう者が日常生活や社会生活を営む上で大切な言語である手話に対する市民の理解を深め、ろう者があらゆる機会の手話を使用し、意思疎通を図ることができる社会の実現に努めるものとする。</p> <p>障害者の意思疎通を促進する ~~~~以下省略~~~~</p>	<p>前文【沖縄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿革が良い ・前文は特徴があり分かりやすいものになっている ・ろう者の高齢者は文章が苦手の手話も知らない人がいるから手話を普及させる、ということが前文で分かる ・前文に歴史がしっかり書いてある 風疹でろう者の子が増えた歴史も ・前文があることで地域の独自性がよく理解できる ・前文に地域性がある。汎用的ではないがこの地域に即したもの <p>第一言語【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一言語と日本語習得後の区別 ・乳幼児期から第一言語として手話を学ぶために必要な条文 ・第一言語という書き方がされている ・児童への支援をもりこんでいる点特に手話を第一言語としているところ <p>その他【沖縄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1条手話が言語であるということがわかりやすく記載されている <p>その他【国、府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前文がない 		<ul style="list-style-type: none"> ・箕面市条例案には「手話は・・・言語である」と記載している。
総則	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 目的</p> <p>この条例は、手話及び手話以外の障害の特性に応じた意思疎通のための手段についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者等の役割を明らかにすることで、それぞれが障害者にとっての意思疎通に関する社会的障壁の除去に努め、障害者にとって障害の特性に応じた意思疎通のための手段を利用しやすい環境を構築し、もって全ての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす地域社会を実現することを目的とする</p>			

	<p>第2条 定義</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>三 ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者をいう。</p> <p>四 意思疎通手段 言語（音声言語及び手話以外の非音声言語をいう。）文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。</p> <p>五 事業者等 市内に事務所又は事業所を有し、事業を行う個人及び法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。</p> <p>六 学校等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第五項に規定する地域型保育事業を行う事業所をいう。</p> <p>七 合理的な配慮 障害者が他の者との平等を基礎として全ての権利及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。</p> <p>八 意思疎通支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助員その他障害の特性に応じた意思疎通のための手段を用いて障害者の意思疎通を支援する者をいう。</p> <p>九 災害 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第一号に規定する災害をいう。</p>			
--	--	--	--	--

<p>第3条 基本理念</p> <p>手話及び意思疎通手段の選択と利用の機会の確保は、障害の有無にかかわらず相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行われなければならない。</p> <p>2 手話及び意思疎通手段を利用する人が有している障害の特性に応じて意思疎通を円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。</p> <p>3 手話の普及は、手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的所産であると理解されることを基本として行われなければならない。</p>			
<p>第4条 市の責務</p> <p>市は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。</p> <p>一 手話及び意思疎通手段に対する市民及び事業者等の理解を促進するための施策</p> <p>二 障害者が手話及び意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、利用することができる環境の整備を促進する施策</p> <p>三 市が主催する行事等において、意思疎通支援者の配置を進める施策</p> <p>四 災害その他非常の事態の場合において、障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるようにするための施策</p>			
<p>第5条 市民の役割</p> <p>市民は、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。</p> <p>一 手話及び意思疎通手段に対する理解を深めること。</p> <p>二 障害者が、手話及び意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、利用することが、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解すること。</p> <p>三 相互に手話及び意思疎通手段を利用することを尊重すること。</p> <p>四 手話及び意思疎通手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力すること。</p>	<p>普及・啓発【沖縄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ろう者等による普及啓発についても書かれている ・歴史をふまえて手話の普及。手話通訳が必ず必要と書いてある 		<ul style="list-style-type: none"> ・今後の施策推進時のために、第三項では「相互に手話及び意思疎通手段を利用することを尊重すること」と広義的に記載している。
<p>第6条 事業者等の役割</p> <p>事業者等は、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。</p> <p>一 手話及び意思疎通手段に対する理解を深めること。</p> <p>二 障害者が、手話及び意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、利用することが、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解すること。</p>			

	<p>三 障害者が手話及び意思疎通手段を利用できるよう、合理的な配慮を行うこと。</p> <p>四 手話及び意思疎通手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力すること。</p>			
	<p>第7条 意見の聴取</p> <p>市は、第四条各号に規定する施策の内容の検討及び見直しに当たり、障害者並びにその他の関係者及び関係団体の意見を聴くものとする。</p>	<p>協議会【沖縄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進協議会を置くこと ・協議会を置く ・8条、条例の見直しにおいて協議会の設置が必要なので8条は不可欠 ・協議会の構成などが明確でよい ・「第8条沖縄県手話施策推進協議会を置く」箕面市も同じく 協議会が必要 <p>その他【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体に当事者、関係者の意見を聞かねばならないとしている 		<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県の「諮問」とは条例ではなく、手話推進計画に関するもの。 ・箕面市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されている。
	<p>第8条 財政上の措置</p> <p>市は、第四条各号に規定する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。</p>	<p>その他【沖縄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10条財政上の措置は必要 		<ul style="list-style-type: none"> ・箕面市条例案第8条に記載されている。
<p>施策</p> <p>手話言語</p>	<p>第2章 手話の利用環境の整備等</p> <p>第9条 手話を学ぶ機会の提供</p> <p>市は、市民及び事業者等が、手話に対する理解を深め、手話を習得できる環境を整備するため、関係機関と協力し、市民及び事業者等に手話を学ぶ機会を提供するものとする。</p>	<p>習得【府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場面毎に習得の機会がある ・習得に特化している ・手話の習得に絞っている ・言語としての手話の認識の普及及び習得の・略・条例を箕面用に作れば良い <p>乳幼児【府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期から保護者と共に手話を習得することのできる機会の確保 ・「乳幼児期から」の記載がある ・こめっこ事業を展開するきっかけとなった <p>事業所【府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者への手話の習得の機会を増やすことで社会への手話の理解が深まるので必要 ・職場においても情報の提供、助言などの支援に触れている <p>その他【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声言語を習得した後の障害にも言及している ・習得に関する施策の推進が目的 ・中途失聴者が手話を習得する機会を作るための施策を推進するため必要不可欠 		<ul style="list-style-type: none"> ・箕面市条例案には、乳幼児期等の具体的な記載はないが、今後の施策推進時のために広義的に記載している。 ・習得 について大阪府の記載や実施事業がある中で、箕面市も記載すると内容が重複する。

<p>第10条 学校等による手話に対する理解の促進</p> <p>市は、学校等が手話に対する理解の促進を図る機会を提供するため、学校等に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。</p>	<p>学校【府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校において総合的な学習の時間、特別活動、部活動についても書いている ・学校による手話の習得の機会の確保への支援 <p>教師養成【沖縄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6条手話で教える人材の確保は極めて重要 ・誰が教えるか、教師のスキルアップ ・手話を学ぶ機会だけでなく、養成についても記載されている。より踏み込んだ内容ととれる <p>その他【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話で学ぶためには手話で教える教師の配置、養成が必須なので条文として良い ・ろう者である教職員の養成、手話の能力を有する教職員の充実に對しても施策を考える 		<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府条例の対象は聴覚障害者が在学する府内の全学校であるため、箕面市も対象になる。
<p>第11条 事業者等による手話に対する理解の促進</p> <p>市は、事業者等が手話に対する理解の促進を図る機会を確保するため、事業者等に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。</p>			
<p>第12条 手話による情報発信等</p> <p>市は、市が主催する不特定多数の参加者を対象とする行事等において、手話による情報発信が必要であると市長が判断した場合は、手話通訳者を配置するものとする。</p> <p>2 市は、ろう者が市の機関又は窓口において手続、相談等を行うときは、手話を利用することができるよう、手話通訳者による支援その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>			
<p>第13条 手話による意思疎通支援</p> <p>市は、ろう者が医療機関を受診するとき等、ろう者の日常生活及び社会生活において手話による意思疎通の支援が必要であると市長が判断した場合は、手話通訳者の派遣を行うものとする。</p>			
<p>第14条 手話通訳者の配置支援</p> <p>市は、障害者団体等が主催する行事等において、当該行事等が障害者の社会参加の促進に資するものであると市長が判断した場合は、手話通訳者の配置を支援するものとする。</p>			
<p>第15条 手話通訳者の確保と養成</p> <p>市は、関係機関と協力し、手話通訳者の確保と養成に努めるものとする。</p>			

<p>施策 コミュニケーション</p>	<p>第3章 意思疎通手段の利用環境の整備等 第16条 意思疎通手段を学ぶ機会の提供 第17条 学校等による意思疎通手段に対する理解の促進 第18条 事業者等による意思疎通手段に対する理解の促進 第19条 意思疎通手段による情報発信等 第20条 要約筆記による意思疎通支援 第21条 要約筆記者の配置支援 第22条 手話通訳者以外の意思疎通支援者の確保と養成</p>			
<p>条例施行方法</p>	<p>第4章 雑則 第23条 委任</p>			
	<p>その他</p>	<p>手話推進の日【沖縄】 <ul style="list-style-type: none"> ・9条手話推進の日は必要不可欠 ・手話推進の日を定める ・手話推進の日を明記している ・手話の日の設定 毎月 手話の日【国】 <ul style="list-style-type: none"> ・手話の普及のために必要 ・手話の日を定める ・手話の日を設けている、その日を有効に使おうとすること 文化・保存・交流【国】 <ul style="list-style-type: none"> ・11条に手話言語を国際交流に用いること、また促進することを盛り込んでいる ・4、5条は手話文化を保存継承していくために必要 ・手話文化の保存の基本理念、国、地方公共団体の責務を明らかにしている ・手話文化の継承、発展 ・調査研究、国際交流がある 具体的【府】 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもへのネットワーク、子どもへの手話講座、CSR活動、はつきり施策がある ・具体的な施策 ・3～5条で実効性のあるものを打ち出している点が良い ・実効性のあるもののため、実際の施策をうつことができている ・施策がはっきりある </p>		<p>・手話の日 文化・保存・交流 を箕面市条例案に記載するべきか。</p> <p>・「子どもへのネットワーク、子どもへの手話講座、CSR活動」は条例を元にした施策であり、条例に記載されたものではない。</p> <p>・具体的に記載した場合、新しい課題が生まれた時に対応できないため、箕面市条例案の施策は広義的に記載している。</p>

		<p>分かりやすい【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュ条例と手話言語条例がわかれていて分かりやすい ・ シンプルで分かりやすい コミュニケーション手段との役割分担 <p>分かりやすい【沖縄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手話だけが分かりやすい 		
		<p>その他【府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これらのはっきりした施策はコミュ条例に合わない ・ 手話が言語でありながら認識されていないことに立脚し、すみ分けしている <p>その他【沖縄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画を作る ・ ろう者とろう者以外のものが共生することのできる地域社会を実現するという目的 ・ 努めるものとするががついているのは評価できない点 <p>その他【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報コミュ条例には入れられない基本的施策が含まれている 		
		<p>その他【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的として国、自治体の責任を明らかにしている 		<p>・ 箕面市条例案第4条に市の責務を記載している。</p>